



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 9 日 (火)
第 8 8 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画の変更 (526) (技術企画課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (527) (中部総合事務所地域振興局) 2
	指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (528) (中部総合事務所福祉保健局) 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (21) (教育総務課) 3
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催 (住まいまちづくり課) 3
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 4

告 示

鳥取県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
東伯郡湯梨浜町大字宇谷、大字宇野、大字園及び大字南谷
- 3 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び湯梨浜町建設水道課（湯梨浜町大字久留19-1）

鳥取県告示第527号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成28年9月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年8月9日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東伯けんこう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
横山 明子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡琴浦町大字徳万352-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障がい者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月9日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日

一般社団法人 鳥取夢未来舎	東伯郡北栄町 江北3854	鳥取夢未来舎	東伯郡北栄町江 北3854	就労移行支援、就 労継続支援A型	平成28年7月 31日
------------------	------------------	--------	------------------	---------------------	----------------

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第21号

定例会教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年8月9日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年8月10日（水）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立図書館協議会委員の任命について
 - (2) その他

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成28年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成28年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成28年10月26日（水） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項 広告物に関する法令

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所建築住宅課、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課、日野振興センター日野県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成28年9月2日（金）から同年10月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成28年10月14日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、納付書により納付することができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当
（電話0857-26-7363）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年8月9日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年9月12日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成28年9月26日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年9月20日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年9月27日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃
平成28年9月27日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃

イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。